

# 工事書類の簡素化 Q&A

R6. 12

北海道開発局  
事業振興部  
工事管理課、技術管理課、建設産業課

## 着手時

### 工程表

Q. 契約時に提出したバーチャート工程表と実施工におけるネットワーク工程表で大きな差異が発生するが問題ないか

- A. 工程表に差異が発生しても問題ありません。  
契約上2種類の工程表の作成を求めるものではありませんが、契約時は出来高（金額）、実施工では出来形（施工）が工程表に反映されるため差異が発生することは、やむを得ないものです。  
また、受発注者間で工事の進捗を共有する必要があるため、必然的に2種類の工程表が存在するものと考えられます。

### 設計図書の照査

Q. 監督支援業務が立ち会えば設計図書の照査確認資料を作成しなくていいのではないか

- A. 設計図書の照査確認資料は受注者が作成しなければなりません。  
道路・河川工事仕様書1-1-1-3の2.設計図書の照査では『受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、』とされています。  
なお、監督支援業務は、発注者が実施する一部が委任されているものであり、照査は受注者の責において実施しなければなりません。

Q. 照査確認資料の作成について、部外者でも理解できる資料（PPT等）までの作り込みが必要か

- A. 過大な資料作成は不要となっております。  
契約書第18条第1項第1号から第5号に係る該当する事実がある場合は、その事実が確認できる資料『現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含む』を提出し、確認を求めます。  
なお、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合、受注者はその要求に応じなければなりません。照査範囲を超えるものについては、契約書第19条によるものとし、発注者が訂正・変更又は費用負担を行わなければなりません。

### 工事測量成果表

Q. 現地で監督員と現況確認を実施するため作成しなくてもいいのではないか

- A. 工事測量成果表は作成するものとなっております。  
道路・河川工事仕様書では『受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。』とされています。

### 施工体制台帳

Q. 現場に施工体制台帳を常備しているが、写しの提出は必要か

- A. 施工体制台帳（写し）の提出は必要となります。  
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条により、『受注者が作成した施工体制台帳の写しは発注者に提出しなければならない』とされています。  
なお、令和6年12月13日より建設キャリアアップシステムその他施工体制台帳の記載事項を閲覧することができる適切なシステムを利用する方法により、発注者が当該記載事項を確認することができる場合は提出不要となりました。

**Q. 紙及びデータでの提出が必要か**

**A.** 一部書類（紙で存在する書類）を除き、電子での提出を原則としております。  
2重納品を排除するため、工事書類作成の事前協議により、紙か電子を選択し成果品等を納めることとしております。

**Q. 「工事書類簡素化のポイント」の「施工体制台帳に添付が不要な書類の事例」に記載がある項目は、監督職員へ提出しなくて良いという解釈で問題ないか**

**A.** その通りです。  
監督職員への提出は不要ですが、作成不要な書類ではないため受注者で適切に保管してください。

**Q. ICT測量や土質試験・地質調査は、施工体制台帳の作成範囲外であるため、施工体制台帳の作成は不要か**

**A.** 建設業法において、測量および土質試験・地質調査の業者は、施工体制台帳へ記載する必要がありません。しかし仕様書等により発注者が求めている場合は、記載が必要となります。

**Q. 土砂運搬(ダンプ運搬)のみを行う業者の施工体制台帳の作成は不要か**

**A.** 掘削・積込み等を含まない、単なる運搬のみの契約の場合は、建設工事に該当しないため、施工体制台帳へ記載する必要がありません。しかし仕様書等により発注者が求めている場合は、記載が必要となります。

**Q. 農業工事は、施工体制台帳を作成する必要があるか**

**A.** 建設業法における建設工事に該当する場合は、施工体制台帳の作成が必要となります。  
建設工事に該当するか否かは、「建設業者のための建設業法」（以下URLのPDF参照）にて、ご確認ください。  
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/kensan/ud49g700000d1xs.html>

**Q. 元請においても、作業員名簿を作成する必要があるか**

**A.** 「建設工事に従事する者」に関し、作業員名簿を作成する必要があるため、元請も作業員名簿を作成する必要があります。

**Q. 施工体制台帳に添付する書類について、下請けにおいても主任（監理）技術者の資格を証明する書類は必要か**

**A.** 下請けの場合は、主任（監理）技術者資格の証明書類を添付する必要ありません。元請負人の配置技術者の場合にのみ証明書類が必要となります。

## 施工中

### 施工計画書

**Q. 使用機械のカタログ添付は必要か**

**A.** 使用機械のカタログは不要です。  
ただし、指定機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）及び、主要船舶、機械（設計図書で指定されている機械[騒音振動、ガス規制、標準操作等]以外の主要なもの）は記載しなければなりません。  
なお、監督職員が指示した事項については、詳細を提出しなければなりません、その指示にあたり十分な必要性を検討しなければなりません。

Q. 施工計画書の追加や変更によりページ番号が変わる場合、どのように修正したらよいのか

A. 改めてページ番号を振り直す必要はありません。例えば、枝番をつけたり、目次に更新履歴を作成するなどの対応で問題ありません。

## 新技術（NETIS）

Q. 新技術活用計画書の提出はVE評価の技術でも必要か

A. VE評価についても新技術活用計画書の提出は必要としております。

## 週間工程表

Q. 週間工程表の提出は必要か

A. 週間工程表の提出は不要となっております。  
なお、工事の進捗状況を受発注者が共有することは円滑な履行を図る上で、重要であることから、情報共有システムのスケジュール管理機能を活用し工事進捗の共有を図ることを提案しております。

## 段階確認、立会、材料確認

Q. 材料承諾願いにおいて品質証明資料を提出しているため使用材料の品質証明は不要ではないか

A. 「材料承諾願い」及び「使用材料の品質証明」は、ともに品質証明資料が必要となります。  
設計図書で確認及び承諾を受けて使用することを指定された材料は、品質を証明する資料を提出し確認を受けなければなりません。また、設計図書で提出を定められた材料については品質を証明する資料を提出しなければなりません。

## 完成時

### 工事写真

Q. 工事写真はどの程度必要か

A. 工事写真は、写真管理基準（案）に基づいて、撮影することとしております。  
出来形管理写真において、完成後測定可能な箇所は、出来形管理状況の判別できる写真を細別毎に1回撮影することで、その後の撮影を省略できます。

なお、段階確認における監督職員の臨場確認箇所は、出来形管理写真の撮影が不要となります。

また、臨場時の状況写真も不要となっております。

【不可視部分についても、監督職員が立会及び段階確認において確認した場合は、写真が不要となります。】

Q. 工事書類簡素化のポイントに「数値を証明する計測状況写真の添付は不要」とあるが、検査技術マニュアルの実施方法（出来形検査）の項目において、「出来形管理写真との整合を確認する」と記載されており、どちらが正となるのか

A. 出来形管理資料の提出は、出来形管理図のみ提出すればよく、写真を添付して提出する必要はございません。  
検査においては、写真管理基準に基づき撮影した出来形管理写真との整合について確認することとしております。

## 創意工夫

**Q.** 「生産性向上チャレンジ」や「北海道インフラゼロカーボン」等は効果的な取組をした場合、1 工事 1 取組に限って成績評定で加点となるが、完了後に実施した取組が対象外と判断される事も予想されることから、複数の取組を行い工事書類として提出してもよいか

**A.** 「生産性向上チャレンジ」や「北海道インフラゼロカーボン」の取組については、事前に施工計画書へ記載する事となっていることから、提出時に監督職員に可否を確認のうえ提出願います。

取組が記載された施工計画書が受理された場合、実施が確認できれば加点されますので、工事書類削減の観点からも複数の取組を実施した資料を工事書類として提出する必要はありません。

ただし、複数の取組を妨げる物ではございません。

## 検査

**Q.** 書類限定検査について、10書類以外の書類は見られないのか（例えば施工プロセスチェックリストで確認した内容の根拠資料等）

**A.** 10書類に限定して検査を行うこととしております。10書類以外の書類を確認する場合は、検査通知前までに受注者に通知することとしております。